

令和7年度 鳥取県伝統工芸等継承人材育成事業補助金募集要項

1 伝統工芸等継承人材育成事業とは

当補助金は、本県の伝統工芸等を継承する人材を確保、育成するため、伝統工芸品を製作する事業者等が実施する人材育成を支援する制度です。

(注) 本制度における「伝統工芸等」とは、鳥取県内の伝統的工芸品、鳥取県郷土工(民)芸品、鳥取県指定文化財(工芸技術)又はそれに準ずるものを指しています。

○鳥取県伝統工芸等継承人材育成事業補助金には次のメニューがあります。

ア 長期基幹的人材確保・育成事業(伝統工芸研修助成事業(受入助成、研修生助成))

将来的にその品目の中核となる人材を製造者等の指導により育成する事業です。(研修期間:3年以内)

イ 創業支援事業

アの研修を修了した者が3年以内に研修した伝統工芸等の創業を奨励する事業です。

ウ 伝統産業人材育成県外派遣事業

伝統工芸等の製作者又は後継者を対象に県外での研修を助成する事業です。(助成期間:2年以内)

エ 伝統工芸等在職者研修支援事業

伝統工芸等の在職者が技法の高度化、効率改善のための工程技法の獲得や知識の修得を支援する事業です。

対象区分	対象者	補助率	補助対象経費上限額
ア 長期基幹的人材確保・育成事業(伝統工芸等研修助成事業(受入助成、研修生助成))			
研修手当(滞在経費助成)	市町村、研修受入先(研修生)	1/2	最低賃金額に8時間×15日を乗じた額(毎年改定)、同伴家族1人当たり30千円/月を加算 ※研修生が2親等以内の親族(孫を除く)と生計を一にする場合は、補助基準額に1/2を乗じる ※55歳未満
道具などの研修準備費	市町村、研修生	10/10	研修1年目 30千円 研修2年目以降 10千円 ※55歳未満 ※研修生につき1回限り
住居手当・通学手当	市町村、研修生	10/10	33千円/月と賃借料(月額)と交通費(月額)の合計額のうちいずれか低い額 ※55歳未満 ※指導者が3親等以内の場合は対象外 ※研修期間が1か月未満は支給しない
研修受入にかかる指導料等	市町村、研修受入先	1/2	研修生1人当たり 50千円/月 ※指導者が3親等以内の場合は対象外 ※研修期間が1か月未満は支給しない
イ 創業支援事業			
創業奨励金として支給	研修修了者	10/10	100千円 ※研修終了後3年以内の創業に限る ※指導者が3親等以内の場合は対象外 ※55歳未満 ※研修生につき1回限り
ウ 伝統産業人材育成県外派遣事業			
県外研修に要する経費	在職者	10/10	50千円/月
エ 伝統工芸等在職者研修支援事業			
在職者研修に要する経費	在職者	10/10	限度額 300千円 ※各年度1回限り

○支給にかかる要件

ア 長期基幹的人材確保・育成事業

- ・審査会にて研修計画を審査し採択事業を決定します。
- ・研修生は65歳以下とします。
- ・満55歳以上の者は、「研修受入に係る指導料等」のみ支給対象とします。
- ・研修期間は3年以内です。ただし、満55歳以上の者は2年以内とします。
- ・研修生は研修を行う伝統工芸等に従事または就業を目的とした研修経験のない者とします。
- ・研修手当は2親等以内の親族(孫を除く)と生計を一にする場合は、補助基準額に1/2を乗じた金額が補助基準額となります。
- ・住宅手当・通学手当は指導者が3親等以内の場合は支給しません。
- ・研修期間が1か月未満の場合、研修受入助成及び住居手当・通学手当は支給しません。

イ 創業支援事業

- ・指導者が3親等以内の場合は支給しません。
- ・研修開始時の年齢が満55歳未満の者に限ります。

2 申請方法等

(1) 申請受付期間

長期基幹的人材確保・育成事業	第1回 令和7年6月10日～7月10日 第2回 令和7年12月15日～令和8年1月16日	ただし、予算がなくなり次第募集を終了します。
創業支援事業	随時	
伝統産業人材育成県外派遣事業	随時	
伝統工芸等在職者研修支援事業	随時	

(2) 必要書類

区 分	提出書類
長期基幹的人材確保・育成事業	(1) 研修計画書 (交付要綱の様式第1号)
	(2) 研修生に係る募集要項 ※市町村が実施主体の場合
伝統産業人材育成県外派遣事業	(3) 実施計画書(交付要綱の様式第3号)
	(4) 技術習得の受入先及び研修の内容がわかるもの
伝統工芸等在職者研修支援事業	(5) 実施計画書(交付要綱の様式第4号)
	(6) 技法を教授する講師・機関等及び研修内容がわかるもの
共通	(7) 交付申請書
	(8) 事業計画書(交付要綱の様式第5号)
	(9) 世帯全員の住民票 ※家族加算がある場合
	(10) 賃貸住宅所有者との賃貸契約書の写し ※住居手当がある場合
	(11) 収支予算書(交付要綱の様式第6号)

(3) 申請書の提出先

郵送または持参による

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局 販路拡大・輸出促進課

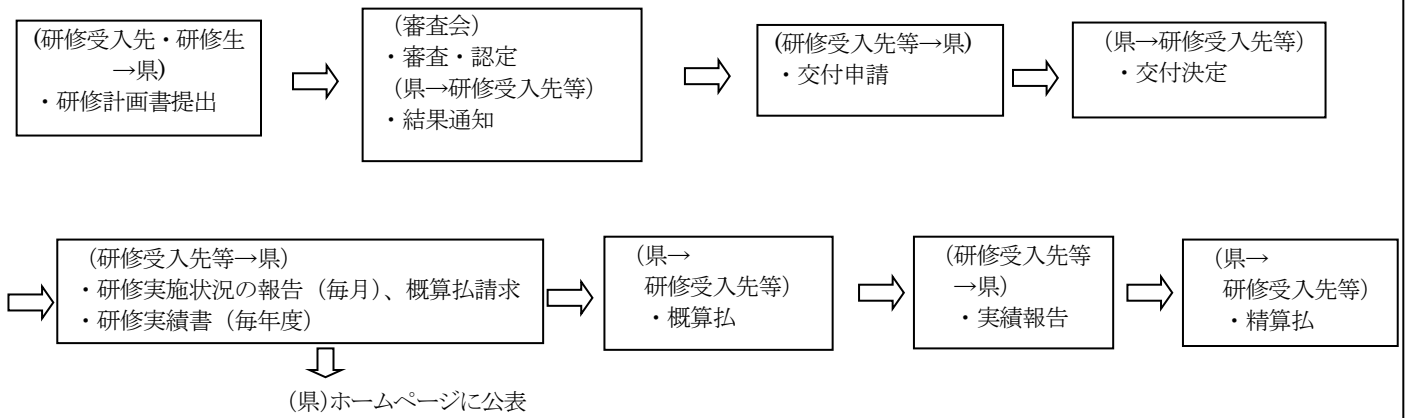
電話:0857-26-7259

ファクシミリ:0857-21-0609

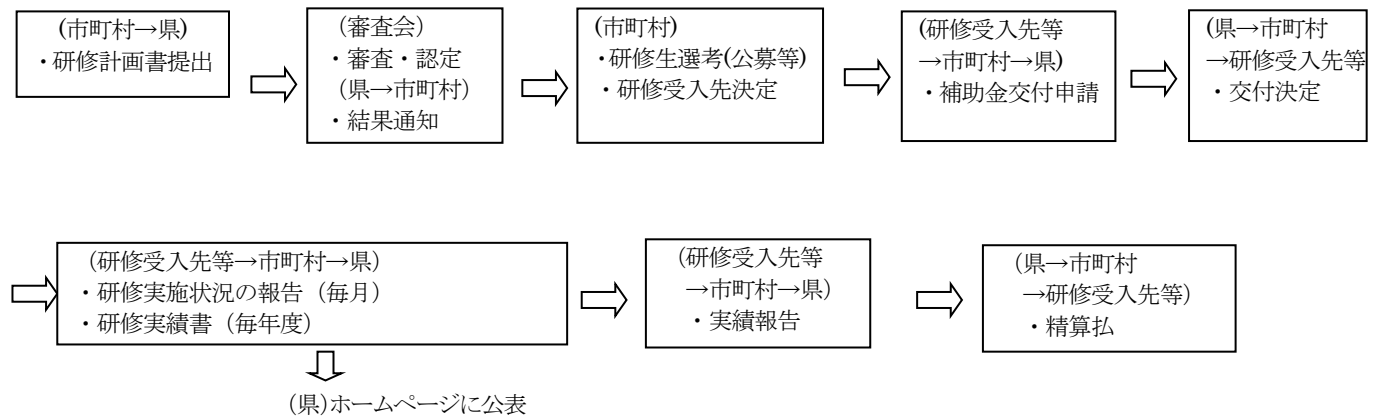
3 事業の流れ

ア 長期基幹的人材確保・育成事業(伝統工芸研修助成事業(受入助成、研修生助成))

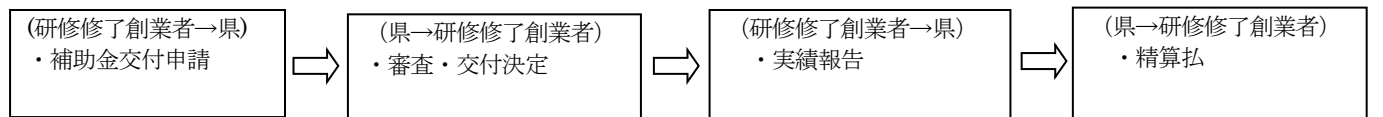
<直接補助の場合>



<間接補助の場合>

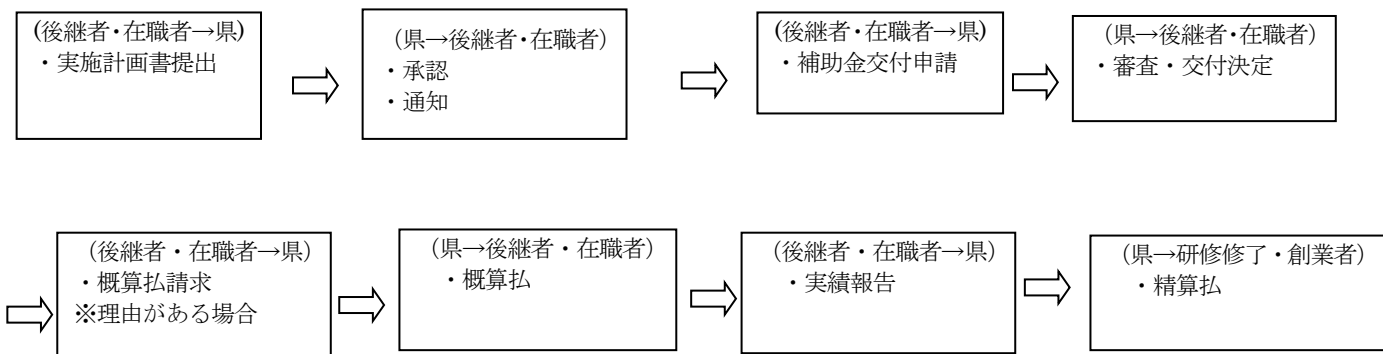


イ 創業支援事業



ウ 伝統産業人材育成県外派遣事業

エ 伝統工芸等在職者研修支援事業



4 研修計画について

(1) 研修計画とは

- ・ 研修修了後に伝統工芸品等の製造に就業することを目標として、伝統工芸品等の製造者等が取り組む研修計画です。認定にあたっては、(2)に記載している基準に基づき、外部審査員が審査します。
- ・ 研修という名目で、製造の補助等に従事させることはできませんのでご注意ください。
- ・ 研修期間は3年以内です。

(2) 審査基準

項目	審査基準
研修分野	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統工芸品(鳥取県内の伝統工芸品、鳥取県郷土工芸品、鳥取県郷土民芸品、鳥取県指定文化財(工芸技術)又は及びそれに準ずる品目であるか。 ・研修品目の持続・継承を図るうえでの人材育成の必要性があるか。
研修カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の目標の設定が適切か。 ・年別の研修計画には1年ごとの具体的な目標が定められているか。その目標を達成する方法(研修内容)が適切か。 ・就業の予定が実現可能であるか。 ・1年の目標を達成するための月別研修計画が適切に計画されているか。
研修生	<事業実施主体が市町村の場合> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な公募選考の仕組みがあるか。(公募方法、事前説明、選考基準、選考体制等) ・公募によらない場合、選考方法が適切か。(事前説明の実施、選考基準、選考体制等)
	<事業実施主体が事業者等の場合> <ul style="list-style-type: none"> ・選考方法が適切か。(事前説明の実施、選考基準、選考体制等)
研修受入先	<ul style="list-style-type: none"> ・研修する伝統工芸品に関する高度な技能及び知識を有し、研修生に対し教授を適切に行える指導者が確保できているか。 ・研修に必要な設備・環境が確保されているか。